

第20期定時株主総会招集ご通知に際しての 電 子 提 供 措 置 事 項

- ・ 事業報告

「業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要」

「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

- ・ 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

- ・ 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

(2 0 2 4 年 4 月 1 日 から 2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 ま で)

株式会社ロジネットジャパン

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 株式会社ロジネットジャパン（以下「当社」という。）は、当社並びにグループ各社（以下「当社グループ」という。）における企業倫理を確立するために当社グループの役職員がとるべき行動の指針として「行動指針」を定め、社内に周知する。
- (2) 当社は、法令等の遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、コンプライアンスに関する規程を整備し、各取締役は、経営会議、全店長会議等の場、あるいは社内電子掲示板等を使用して、役職員に対して繰り返し法令等の遵守の重要性を発信し、その周知徹底を図る。
- (3) 当社グループは、各社において取締役の中からそれぞれコンプライアンス担当取締役（内部統制担当取締役）を任命し、当社グループのコンプライアンス体制の維持・整備及び問題点の把握に努める。
- (4) 当社グループは、役職員に対してコンプライアンスに関する研修会を開催し、意識の向上と定着を図る。
- (5) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理に係る文書・情報管理責任者は、グループ各社で選任する内部統制担当取締役がこれにあたる。
- (2) 文書・情報管理責任者は、当社が定める「文書管理規程」に則って、これらの文書を適切に管理し、保存する。
- (3) 取締役及び監査役はこれらの文書類を常時閲覧できるよう「文書管理規程」で定める。

3. 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、「危機管理規程」を定め、具体的な損失等の危険（リスク）をリストアップして評価するとともに、当社グループがリスクに直面したときの対応体制（対策本部の設置等）について整備する。
- (2) 当社グループは、リスク管理を含むグループ全体の内部統制に関する事項を統括する組織として、内部統制委員会を設置し、リスク管理等に関する重要な事項を審議するとともに、必要に応じて取締役会等に対して助言を行う。
- (3) 当社グループの取締役は、損失の危険（リスク）が常に社内にあること及びリスク管理が会社の存続と発展にとって不可欠であることを、会議の場や社内電子掲示板等で繰り返し役職員に注意喚起する。
- (4) 当社の内部監査部門は、当社グループのリスク管理体制を監査し、必要に応じて内部統制担当取締役及び監査役に報告する。
- (5) 当社は、大規模地震の発生や新型インフルエンザの流行などの不測の事態や危険の発生時においても、当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画」を策定し、当社グループの役職員に周知する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループにおいては、各事業部門の責任体制の確立のため、各事業部門を所管する担当取締役又は担当執行役員を任命し、業務の効率性と有効性の確保にあたらせる。
- (2) 当社グループの中期経営計画並びに年度経営計画については、その進捗状況、実施状況を検証し、取締役会に報告して適切な改善を促す。
- (3) 当社グループにおける業務の効率性と内部統制の実効性を確保するため、業務処理・手続等のシステム化・IT化を推進する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める関係会社管理規程において、子会社での職務執行にあたって、親会社である当社取締役会の承認が必要な事項について定めるとともに、親会社の担当取締役は、四半期毎に定期に開催される当社グループの取締役会での報告に加えて、必要に応じて随時、子会社に対して営業成績、財務状況その他の重要な事項について報告を求める。

(2) 子会社の損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める危機管理規程を制定し、同規程において想定されるリスクを分類して網羅的に管理する。
- ② 当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関として内部統制委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進と実際に発生したリスクへの対応方針等の決定を行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、毎年度、グループ全体の年度経営方針を策定し、具体的な数値目標とそれを実現するための実行施策を定める。
- ② 当社は、組織、職務分掌、職務権限に関する規程を定め、子会社においても、これに準拠した規程を整備させる。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、グループ全社共通で運用する行動指針、コンプライアンスに関する規程を定め、当社グループの全ての役職員に周知徹底する。
- ② 当社グループは、当社及び全ての子会社において内部統制担当取締役を選任し、コンプライアンスの推進にあたる。
- ③ 当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づいて、子会社に対して年1回以上内部監査を実施する。
- ④ 当社は、当社グループの役職員が直接通報を行うことができる内部通報窓口及び会社とは独立した機関としての弁護士による外部通報窓口を設置する。

(5) その他の会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 本内部統制基本方針をグループ各社に浸透させることにより、当社グループの業務の適正を確保する。
- ② 上記を実現するために、当社グループのコンプライアンスに関する規程等を整備し、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制を構築する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役がその職務の遂行につき補助すべき使用人を求めた場合においては、当社グループは当該監査役の同意を得た上で、専任又は兼任で必要な能力と知識を持つ人材を配置又は兼務発令する。
 - (2) 当社は、監査役の職務の補助者として専任又は兼任とした使用人が監査業務に従事する場合においては、取締役や所属長からの独立性を保障する。
 - (3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、補助しようとする業務内容に応じて監査役が、都度、適任者を指名するものとし、監査役から指名を受けた補助人が、優先的に当該補助業務を行えるよう配慮する。
 - (4) 当社は、内部監査規程において、内部監査担当者は監査役及び会計監査人と連携を図り、監査業務を効率的に遂行できるよう協力しなければならない旨を定める。
7. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社グループの役職員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (2) 取締役及び使用人が自己の行う業務に関連して、法令・定款違反や不正不当行為、著しい損害を被る恐れのある行為を発見もしくは予見したときは、口頭又は文書で遅滞なく内部統制担当取締役に報告するとともに、当該報告を受けた内部統制担当取締役は、当該報告内容を口頭又は文書で遅滞なく監査役に報告する。
 - (3) 監査制度の目的に資するため、法令・定款違反や不正不当行為、その他当社グループに対し著しい損害を及ぼす恐れのある行為を摘出し又は事前に防止するための社内通報制度を設ける。なお、当該制度については内部通報規程に定め、社内に公表する。
 - (4) 当社グループは、内部統制担当取締役又は監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する条文を内部通報規程に盛り込み、当社グループの役職員に周知する。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、会社法第388条の規定に基づいて速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - (2) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとする。
 - (2) 監査役は、重要な会議の議事録、稟議書等については、いつでも閲覧することができるものとする。
 - (3) 当社の監査役と代表取締役との間で随時意見交換の場を設定する。
 - (4) 監査役が、会社の費用で専門性の高い法務・会計事項等について、独自に弁護士もしくは公認会計士に相談することを保障する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「行動指針」をはじめ、コンプライアンスや内部通報に関する規程を設定し、社内電子掲示板等に掲示するほか、係長、課長、支店長、部長、役員などの階層別のコンプライアンスに関する研修会を開催して、コンプライアンス意識の高揚を図る一方、社外弁護士事務所、監査役及び内部統制担当取締役を通報受付窓口とする内部通報制度を運用し、不正行為等の早期発見に努めております。また、内部監査部門が適宜事業所を巡って社内規程の遵守状況等を監査するほか、社外取締役、社外監査役を選任して、独立した立場から取締役の職務の執行状況の監視、監督を行う体制としております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」を定め、文書及び情報の管理責任者を内部統制担当取締役と定めております。また、取締役会議事録は、各社の総務部門で適切に保管管理しているほか、社内稟議書については電子決裁システムを導入して、電子データとして一元的に保管管理しております。

3. 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制

「危機管理規程」を定めるとともに、リスク管理、内部統制に関する事項を統括する組織として内部統制委員会を設置し、リスク発生時の状況把握と対応策の審議、担当部門への必要な指示及び取締役会への報告を行っております。また、コンプライアンスの重要性については、年度経営方針に盛り込み、全支店長会議等の場で周知徹底を図るとともに、代表取締役の年頭訓示の中でコンプライアンスを重視する旨を打ち出し、社内報に掲載して全社員に配布しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業部門長等の使用人職務を取締役に委嘱して取締役の責任体制を明確にする一方、担当執行役員を選任し、執行と監督の役割を分離して業務の効率性と有効性の確保に努めております。また、年度経営計画については、毎月取締役も出席して開催するグループ経営会議及び毎月開催する取締役会に進捗状況、実施状況を報告して検証し、状況に応じた対応策を決定しております。また、取締役を含む社内の意思決定の迅速化と効率化を図るため、2012年7月に電子決裁システムを導入し運用しております（2024年4月に当該システムを刷新）。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役会規則及び当社が定める関係会社管理規程に基づいて、子会社に関する該当事項が当社の取締役会において適宜審議又は報告されております。また、子会社の職務権限に親会社決裁事項を定め、該当事項については親会社が決裁を行う体制としております。更に、当社が主催して毎月グループ経営会議を開催し、子会社の年度計画の進捗状況の報告、課題、問題点の洗い出しと解決策の検討等を行っております。

(2) 子会社の損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制

グループ共通の「危機管理規程」を定めるとともに、グループ全体のリスク管理、内部統制に関する事項を統括する組織として親会社が設置する内部統制委員会は、子会社の内部統制担当取締役も委員となっており、リスク発生時の状況把握と対応策の審議、担当部門への必要な指示及び取締役会への報告を行っており

ます。また、「事業継続計画」を策定して大規模地震の発生時や新型インフルエンザの流行時のグループ全体としての対応等を定めるほか、グループ全事業所において事業所毎の初動対応手順、緊急連絡先、非常持出等を記載した「事業所別事業継続・防災マニュアル」を作成して備置し、緊急時に備えております。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎年グループ全体の年度経営方針を定め、四半期毎に開催する取締役会及び毎月開催するグループ経営会議に進捗状況、実施状況を報告して検証し、状況に応じた対応策を決定しております。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

親会社が設定する「行動指針」をはじめ、コンプライアンスや内部通報に関するグループ共通規程を子会社においても運用し、コンプライアンスに関する各種研修会にも参加して、コンプライアンス意識の高揚を図る一方、内部通報制度を利用して、不正行為等の早期発見や防止に努める体制としております。また、各社の取締役会において内部統制担当取締役を選任し、所属する会社のコンプライアンス体制の維持・整備にあっております。

(5) その他の会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制規程、コンプライアンス規程、内部通報規程、内部統制に係る自己点検実施規程等のコンプライアンスに関する規程を整備し、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制、不正等を未然に防止する体制を構築し、運用しております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から専任の補助人を置くことを求められた場合には、業務ラインからは完全に独立した監査役直属の使用人を配置することとしております。また、監査役は、監査対象に応じて自ら補助すべき使用人を指名し、直接当該使用人に指示して補助業務にあたらせることができるものとし、監査役から指名を受けた使用人は、優先的に当該補助業務を行う体制としております。

7. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、取締役会、全支店長会議、グループ経営会議などの重要会議に出席して必要な情報を共有しているほか、内部監査部門が作成した監査報告書は必ず監査役にも回覧されております。また、内部通報規程を定め、各社の監査役及び内部統制担当取締役を社内の通報窓口、契約した弁護士事務所を社外の通報窓口として設置し、通報先を社内電子掲示板に掲示するほか、啓発ポスターを作成して各事業所に掲示し、誰でも監査役をはじめとする通報窓口に直接通報できる制度としております。また、内部通報規程においては、役職員が内部通報を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止する旨及び匿名による通報についても容認する旨を規定しております。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査業務に伴って発生した出張旅費等の費用（前払を含む）を総務部門に請求し、総務部門では監査役からの請求に基づいて速やかに費用の精算を行っております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席して、適宜意見を述べており、代表取締役とも必要に応じて随時意見交換を行っております。また、重要な会議の議事録、稟議書等については、総務部門、企画部門等で保管管理しており、監査役から要請があった場合は、速やかに閲覧に供するとともに、監査役は保管されている電子データにいつでもアクセスし閲覧できるシステムとしております。また、会社が契約する顧問弁護士、顧問税理士とは随時相談できる体制となっており、監査役が会社の費用で専門性の高い法務・会計事項等について、独自に弁護士もしくは公認会計士等に相談することは内部統制基本方針によって保障されております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日 残高	1,000	592	17,919	△406	19,105
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△648	-	△648
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	2,248	-	2,248
自己株式の取得	-	-	-	△360	△360
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	108	-	-	108
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	108	1,600	△360	1,348
2025年3月31日 残高	1,000	700	19,519	△766	20,453

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額 合 計		
2024年4月1日 残高	464	464	245	19,814
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△648
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	2,248
自己株式の取得	-	-	-	△360
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	108
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	122	122	△245	△122
連結会計年度中の変動額合計	122	122	△245	1,225
2025年3月31日 残高	586	586	-	21,040

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|--------------|---|
| ・連結子会社の数 | 15社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 札幌通運株式会社
株式会社ロジネットジャパン東日本
株式会社ロジネットジャパン西日本
株式会社ロジネットジャパン九州 |

② 非連結子会社の状況

- | | |
|---------------|----------|
| ・主要な非連結子会社の名称 | 該当ありません。 |
|---------------|----------|

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- | | |
|----------------------|------------|
| ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 | 1社 |
| ・主要な会社等の名称 | 株式会社あぐりてーる |

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- | | |
|------------|----------|
| ・主要な会社等の名称 | 該当ありません。 |
|------------|----------|

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に係る注記

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------|---|
| イ. その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ロ. デリバティブ | |
| ・デリバティブ | 時価法 |
| ハ. 棚卸資産 | |
| ・商品、貯蔵品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定） |
| ・製品、原材料 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定） |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法によっております。
但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物8～50年、車両運搬具7～17年であります。また、車両運搬具については、当社グループが独自に見積もった経済的耐用年数によっております。
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担する額を計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に運送事業等を行っており、荷主から依頼があった貨物の運送サービスを行っております。運送事業等における運賃収入については、一定期間（運送期間）にわたって履行義務が充足されるものとし、原則として一定期間（運送期間）に応じて収益を認識しております。また、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- イ. 重要なヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。
- ロ. 退職給付に係る会計処理の方法 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

有形固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

支店及び営業所に係る有形固定資産 16,807百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損においては、所在が同一の複数の連結子会社の支店及び営業所を束ねて一つの資産グループとして、営業損益の継続的なマイナスや市場価格の著しい下落などの減損の兆候を判定しております。営業収益の算定に当たっては荷主から収受した運送料を当該貨物の運送に関わった複数の支店及び営業所に配分しております。また、本社費は各資産グループの営業収益及び営業費用に応じて配賦されます。

その結果として減損の兆候が認められた場合、合理的な仮定に基づき将来キャッシュ・フローを見積り、当該資産グループの帳簿価額と比較して減損の認識を判定の上、回収不能と判断した場合には減損損失を計上することとしております。

なお、将来の市場環境及び経営状況の変化により、将来キャッシュ・フローの見積りに使用した条件及び仮定に変更が生じ、業績に影響がある場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳

商品及び製品	67百万円
原材料及び貯蔵品	155百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,076百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,740,000株	一株	一株	5,740,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	277,805株	119,755株	一株	397,560株

(注) 自己株式の数の増加119,755株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得119,600株および単元未満株式の買取155株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	327百万円	60円	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月6日 取締役会	普通株式	320百万円	60円	2024年9月30日	2024年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	320百万円	60円	2025年3月31日	2025年6月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当ありません。

金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。営業未収入金及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、経理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップを実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「営業未収入金及び売掛金」「営業未払金及び買掛金」「短期借入金」「リース債務（流動負債）」については、現金又は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 投資有価証券	1,900	1,900	－
(2) 差入保証金	1,528	1,515	△13
(3) 長期借入金	(2,393)	(2,391)	2
(4) リース債務（固定負債）	(49)	(48)	1

（※）負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

（注）市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額193百万円）は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,873	－	－	1,873
社債	－	10	－	10
その他	－	17	－	17

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	1,515	－	1,515
長期借入金	－	2,391	－	2,391
リース債務（固定）	－	48	－	48

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを見込んで、合理的に見積もられる一定の利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金・リース債務(固定)

これらの時価については、元金金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元金金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	北海道	東日本	西日本	計		
営業収益						
顧客との契約から生じる収益	22,380	32,609	18,468	73,458	3,787	77,245
その他の収益	-	-	-	-	11	11
外部顧客への営業収益	22,380	32,609	18,468	73,458	3,798	77,256

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

残存履行義務に配分した取引金額

当社及び連結子会社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引金額の注記にあたって実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,938円32銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 418円12銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益金	利益剰余金計		
2024年4月1日残高	1,000	5,220	5,220	1,609	1,609	△422	7,407
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△648	△648	-	△648
当期純利益	-	-	-	11,382	11,382	-	11,382
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△360	△360
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	10,733	10,733	△360	10,373
2025年3月31日残高	1,000	5,220	5,220	12,343	12,343	△783	17,780

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
2024年4月1日残高	323	7,730
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	△648
当期純利益	-	11,382
自己株式の取得	-	△360
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	153	153
事業年度中の変動額合計	153	10,527
2025年3月31日残高	477	18,257

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 商品の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 建物は定額法、その他は定率法によっております。耐用年数は建物8～50年、構築物10～20年、車両運搬具7～13年、工具、器具及び備品4～15年であります。

無形固定資産 商標権は6年の均等償却、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担する額を計上しております。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主に子会社からの経営指導料について顧客との契約から生じる収益を認識しており、当該履行義務は、子会社との契約期間にわたり契約内容に応じた均一のサービスを提供するものであるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。商品販売については、引渡時点において顧客に当該商品に対する支配が移転し履行義務が充足されるため、引渡時点で収益を認識しております。

なお、賃貸収入及び配当金については、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 6,387百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する関係会社株式は、全て市場価格のない株式であります。

期末における関係会社株式の評価において、実質価額が帳簿価額に比べて著しく低下した場合には、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。

なお、将来の市場環境及び関係会社の経営状況の変化により、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,087百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	15,779百万円
短期金銭債務	1,438百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引	営業収益	13,960百万円
	営業原価	710百万円
	販売費及び一般管理費	107百万円
	営業外収益	47百万円
	営業外費用	2百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	397,560株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8百万円
役員退職慰労引当金	80百万円
ソフトウェア	15百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	113百万円
評価性引当額	△58百万円
繰延税金資産合計	55百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△217百万円
繰延税金負債合計	△217百万円
繰延税金負債の純額	△162百万円

当事業年度における繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

繰延税金負債	162百万円
--------	--------

関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	札幌通運 株式会社	100	貨物自動車 運送事業	所有 直接100.0	経営指導 役員の兼任 資金の移動 不動産賃貸 物品販売	経営指導料 (注) 1.	778	営業未収入金	71
						資金の貸付 (注) 2.	3,819	短期貸付金	7,222
						賃貸収入 (注) 3.	12	営業未収入金	1
						商品の仕入 (注) 4.	595	営業未払金	54
	株式会社 ロジネットジャパン 東日本	98	貨物自動車 運送事業	所有 直接100.0	経営指導 役員の兼任 資金の移動 不動産賃貸	経営指導料 (注) 1.	1,231	営業未収入金	112
						資金の返済 (注) 2.	2,469	短期借入金	-
						資金の貸付 (注) 2.	1,374	短期貸付金	1,374
						賃貸収入 (注) 3.	63	営業未収入金	5
	株式会社 ロジネットジャパン 西日本	98	貨物自動車 運送事業	所有 直接100.0	経営指導 役員の兼任 資金の移動	経営指導料 (注) 1.	606	営業未収入金	55
						資金の貸付 (注) 2.	1,573	短期貸付金	3,131
	株式会社 ロジネットジャパン 九州	98	貨物自動車 運送事業	所有 直接100.0	経営指導 役員の兼任 資金の移動	経営指導料 (注) 1.	99	営業未収入金	9
						資金の返済 (注) 2.	53	短期借入金	49

種類	会社等の 名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 L N J さくらスマイル	10	貨物自動車 運送事業	所有 間接100.0	役員の兼任 資金の移動	資金の貸付 (注) 2.	138	短期貸付金	573
	株式会社 L N J 自工	30	自動車修理業 貨物自動車 運送事業	所有 間接100.0	役員の兼任 資金の移動	資金の借入 (注) 2.	6	短期借入金	295
	株式会社 L N J 道東	30	貨物自動車 運送事業	所有 間接100.0	役員の兼任 資金の移動	資金の回収 (注) 2.	20	短期貸付金	534
	株式会社 L N J 小泉	15	貨物自動車 運送事業	所有 間接100.0	役員の兼任 資金の移動	資金の返済 (注) 2.	300	短期借入金	598
	株式会社 L N J 商事	10	物品販売業	所有 間接100.0	役員の兼任 資金の移動	資金の返済 (注) 2.	80	短期借入金	428
	株式会社 L N J 関東	30	貨物自動車 運送事業	所有 間接100.0	役員の兼任 資金の移動	資金の回収 (注) 2.	60	短期貸付金	2,064
	株式会社 L N J 中通	95	貨物自動車 運送事業	所有 間接100.0	資金の移動	資金の回収 (注) 2.	12	短期貸付金	38
	株式会社 L N J 神戸	10	貨物自動車 運送事業	所有 間接100.0	役員の兼任 資金の移動	資金の貸付 (注) 2.	154	短期貸付金	384
	株式会社 L N J 東京	50	貨物自動車 運送事業	所有 間接100.0	役員の兼任 資金の移動	資金の貸付 (注) 2.	4	短期貸付金	107
	株式会社 L N J 大阪	10	貨物自動車 運送事業	所有 間接100.0	役員の兼任 資金の移動	資金の返済 (注) 2.	5	短期借入金	-
						資金の貸付 (注) 2.	14	短期貸付金	14
	株式会社 L N J 名古屋	10	貨物自動車 運送事業	所有 間接100.0	役員の兼任 資金の移動	資金の返済 (注) 2.	5	短期借入金	-
						資金の貸付 (注) 2.	9	短期貸付金	9

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案し協議の上、決定しております。
2. 当社は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、CMS取引の実態を明瞭に開示するために、取引金額は純額表示しております。なお、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 賃貸収入については、一般的な市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
4. 商品の仕入については、総原価を勘案して希望価格を提示し、毎期価格交渉の上決定しております。

(3) 兄弟会社等 該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等 該当ありません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,417円51銭
(2) 1株当たり当期純利益	2,116円58銭

重要な後発事象に関する注記

該当ありません。